平成２２年（フ）第１２３１号
さいたま市中央区大字下落合1080番地１　ユリノキコート706号
債務者　北村　信二
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　布施　俊輔
４　破産債権の届出期間　平成22年10月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月22日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４００６号
東京都新宿区新宿７丁目21―２―302
債務者　笠川　昭彦
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　饗庭　靖之
４　破産債権の届出期間　平成22年９月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月11日午後２時
６　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９９号
千葉県松戸市八ケ崎４丁目13番地　市営住宅２―109
債務者　森　まさ子
１　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原　　崇人
４　破産債権の届出期間　平成22年９月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月12日午前11時20分
６　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２３８号
千葉県柏市つくしが丘３丁目８番10号
債務者　佐藤　充昭
１　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横溝　　昇
４　破産債権の届出期間　平成22年９月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月７日午前10時
６　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１４０４２号
東京都新宿区西新宿８丁目５―７―103、最後の住民票上の住所福岡県福岡市南区老司２丁目21―14
債務者　吉郷　知彦
１　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾野　恭史
４　破産債権の届出期間　平成22年９月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月16日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２８号
鳥取県米子市旗ケ崎７丁目22番27号
債務者　大木　康夫
１　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　正志
４　破産債権の届出期間　平成22年10月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月１日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２４８１号
大阪市生野区田島２丁目９番12号
債務者　宮本昶勲こと　李　　昶勲
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前川　拓郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３１８号
堺市南区鴨谷台２丁３番３―405号
債務者　奥野　泰夫
１　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　草島　　歩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５０号
愛媛県西条市中野甲1467番地第１
債務者　栗田　博一
１　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月18日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第５７６３号
大阪府大東市三箇６丁目14番13号
債務者　ハヤシ精工こと　林　三四郎
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高村　　至
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７号
兵庫県美方郡香美町香住区鎧325番地
債務者　森工匠こと　森　　保廣
１　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷垣　竹夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月30日午後４時30分
５　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
群馬県高崎市箕郷町矢原44番地７　ＳＫアパートＢ
債務者　松田　公明
１　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　星野　啓次
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月24日午後１時50分
５　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４４７号
さいたま市中央区下落合３丁目３番11―204号
債務者　吉田　恵子（旧姓箭内）
１　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月１日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８０号
さいたま市北区宮原町３―95―３―102、住民票上の住所さいたま市北区宮原町３丁目130番地
債務者　吉川　一郎
１　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　健一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月１日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５８４号
埼玉県川越市大字今福2845番地２　ホーユウパレス川越508号室
債務者　川嶋　政美
１　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　重仁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月24日午後１時20分
５　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部